

要 望 書

男女共同参画と災害・復興ネットワーク

平成 26 年 11 月 7 日

平成 26 年 11 月 7 日

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

有村 治子 殿

男女共同参画と災害・復興ネットワーク

代 表 堂 本 暁 子

副代表 原 ひろ子

2015年「第3回国連防災世界会議」における 「ポスト兵庫行動枠組（HFA2）」に向けての要望書

2011年3月11日に東日本大震災が起きて以来、「男女共同参画と災害・復興ネットワーク」は、男女共同参画と多様性の視点からの政策の立案と制度改革を政府に求めてきました。その結果、女性関連の政策が、災害に関する政策並びに法律や計画に盛り込まれたことを評価するものです。しかし、3.11から3年を経過した現在も、男女共同参画が災害政策において主流化されておらず、依然として多くの課題が残されています。

2005年に神戸で開催された第2回国連防災世界会議において採択された「兵庫行動枠組（HFA）」は、防災、復興、復旧に関わるあらゆる政策や計画に男女共同参画の視点を取り入れるよう求めています。2013年に出された UNISDR（国連国際防災戦略事務局）の報告書によると、災害リスク削減（DRR）政策に男女共同参画を取り入れた国や国際組織は、わずか20%に過ぎないとのこと。

このような状況において、日本政府は「自然災害における男女共同参画と女性の経済的自立に関する決議」を国連女性の地位委員会（UNCSW）第56回会合（2012年）および第58回会合（2014年）に提出し、いずれも採択されるなど災害復興と男女共同参画の分野で主導的な役割を果たしてきました。これらのCSW決議においては、国および地方の災害政策に男女共同参画を取り入れ、さらに女性の意思決定の場への参加を保障すること、さらに第3回国連防災世界会議に女性の包摂的な参画と貢献の必要性を強く主張すべきであると謳っています。

2015年の仙台市における第3回国連防災世界会議のホスト国として、日本はCSW

決議の内容を「ポスト兵庫行動枠組（HFA2）」に盛り込む義務がある、と同時に諸外国もそれを期待しています。

東日本大震災から得た経験と教訓を踏まえ、私たちは、2014年6月14日に仙台市で「ジェンダーと多様性の視点に立ったラウンドテーブル」を開催し、仙台提言書（Sendai Call to Action on Gender and Diversity in DRR）を策定・公表し、国内外から多くの賛同を得ました。

日本政府におかれても、6月のアジア地域防災閣僚会議および7月の第3回国連防災世界会議第1回準備会合において、菅沼特命全権大使が、災害・復興における女性の活躍を重視した発言をされたことを、高く評価しております。

今後も、災害に強い社会を実現するために、女性の活躍推進・リーダーシップの発揮が促進されるよう、主催国である日本政府として、以下の点にご尽力くださることを強く要望いたします。

記

1. 7月16・17日に開催された第3回国連防災世界会議第1回準備会合において作成された『Pre Zero Draft』で明記されていた「女性のリーダーシップ」が、11月17・18日に開催される第2回準備会合で議論される『Post-2015 framework for disaster risk reduction』で削除されていることは遺憾であり、元の表記を復活させるよう日本政府として働きかけること。
2. HFA2に「女性のリーダーシップ」や「女性の意思決定の場への参画」を盛り込むと同時に、それらを実現するために、女性に対するDRRに関する教育（トレーニング・イニシアティブ）の重要性を明記すること。
3. わが国では「国土強靱化基本法」が成立し、ハード面の災害・復興が推進されているが、ハード面のみならず、社会のあり方と人々の暮らしの視点に立ったレジリエンス政策を充実させること。
4. 防災基本計画の改訂において、男女共同参画の視点による災害復興対策が充実されているが、地方自治体における推進状況を調査し、女性や多様な人々の参画の促進、性別・立場に応じた対策が推進されること。
5. 災害に強い地域をつくるために、女性の活躍推進・リーダーシップの発揮の促進に向けた研修及び、ジェンダー視点を盛り込んだ防災研修を、各レベルにおいて実施すること。
6. 平時から防災復興部局と男女共同参画部局との協力を密にし、地域の防災復興計画における男女共同参画センターの役割の明記を図ること。